

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
休日は、
がとぎ、
当たりの
翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更等

国土調査の成果の認証
土地改良区の役員の就任
土地改良法による換地処分
保安林の指定の解除
保安林の指定の解除予定
都市計画事業の認可(二件)
海岸保全区域の指定の一部改正
遊技機の型式の認定

告 示

鳥取県告示第千二百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三栄地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十九年三月十五日現在の地番による。)
矢戸字深谷尻	矢戸字深谷尻の全域 三栄字三畝田一八七九、一八八二の一と一体をなす国有地の一部
矢戸字深谷平ラ	矢戸字深谷平ラのうち五一の二以外の区域
矢戸字深谷	矢戸字深谷のうち五四から五六まで、六三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
矢戸字深谷ノ前	矢戸字深谷ノ前の全域 矢戸字深谷平ラ五一の二 矢戸字竹ノ下タの全域 矢戸字深谷五四から五六まで、六三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

矢戸字ハサラ	矢戸字ハサラ八五の一、八五の二の一部、八五の三の一部、九〇の一の一部、九〇の四の一部及びこれらと一体をなす 国有地 矢戸字カマ田九五の一部及びこれと一体をなす国有地
矢戸字ハサラ	矢戸字ハサラのうち八五の一、八五の二、八五の三の一部、九〇の一、九〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 地以外の区域
矢戸字牛休田	矢戸字牛休田のうち九一の一部、九二から九四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
矢戸字荒神ノ上	矢戸字荒神ノ上ミのうち一〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 矢戸字荒神一〇一の一部、一〇四の一部、一〇五、一〇六及びこれらと一体をなす国有地
矢戸字荒神	矢戸字荒神のうち一〇一、一〇二の一部、一〇四の一部、一〇五、一〇六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
矢戸字鳥居馬場ノ向	矢戸字鳥居馬場ノ向のうち一〇八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 矢戸字カマ田九九と一体をなす国有地の一部 矢戸字荒神ノ上ミ一〇〇の一部 矢戸字荒神ノ前一七の一部、一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地
矢戸字荒神ノ前	矢戸字荒神ノ前のうち一一七の一部、一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 矢戸字ハサラ八五の二の一部、九〇の一の一部、九〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 矢戸字牛休田九一の一部、九二から九四まで及びこれらと一体をなす国有地 矢戸字カマ田九五の一部、九六から九九まで及びこれらと一体をなす国有地
三栄字川平道下	矢戸字荒神ノ上ミ一〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地 矢戸字荒神一〇一の一部、一〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地 矢戸字鳥居馬場ノ向一〇八の一部及びこれと一体をなす国有地
三栄字三畝田	三栄字川平道下タのうち一八七三の一部、一八七四の一部、一八七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三栄字三畝田のうち一八七七の一、一八七七の二の一部、一八七七の三の一部、一八八五の一の一部及び一八七九、一八八二の一と一体をなす国有地以外の区域 三栄字川平道下タ一八七六の一部
三栄字深谷河原	三栄字深谷河原のうち一八九九の一の一部以外の区域 三栄字仲通りのうち一八九〇の一の一部、一八九一、一八九二、一八九三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三栄字仲通り	三栄字深谷井手下タのうち一八九四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 三栄字川平道下タ一八七三の一部、一八七四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 三栄字三畝田一八七七の一、一八七七の二の一部、一八七七の三の一部、一八八五の一の一部 三栄字深谷河原一八八九の一の一部 三栄字仲通り一八九〇の一の一部、一八九三の一の一部
三栄字深谷井手下タ	三栄字竹マガリの全域 三栄字深谷河原一八八九の一の一部 三栄字仲通り一八九〇の一の一部、一八九一、一八九二、一八九三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
三栄字竹マガリ	

三栄字深谷井手下タ一八九四の一部及びこれと一体をなす
国有地

廃止する字の名称

矢戸字カマ田、矢戸字竹ノ下タ

鳥取県告示第千二百二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
佐治村	昭和五十八年度及び昭和五十九年度	佐治村（大字余戸の一部）の地籍簿及び地籍簿	佐治村大字余戸の一部	昭和六十年十一月二十日

鳥取県告示第千二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり溝口土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	大橋 久幸	日野郡溝口町父原二二八
"	谷口 恭之	二二〇
"	橋井 真澄	四二
"	安藤 久雄	古市四五五
"	細田 利彦	六〇
"	瀬尾 雄一	中祖九五
"	山根 悟	九九
"	圓山 利郎	宮原三九五
"	山中 保	宇代三六五
"	野口 幸人	一五二
"	入江 甚一	金屋谷一〇二三
"	影山 博人	六九〇
"	赤井 政司	白水一三三
"	松原 栄	一六〇

〃	松原 保昭	〃	一四一
監事	岡 徳住	〃	宇代一六五
〃	安藤 正義	〃	古市四五九
〃	大江 智紀	〃	宮原一〇五
〃	羽田 淳	〃	金屋谷九六一

昭和六十年十一月八日就任 任期 第一回総会まで

鳥取県告示第千二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る三栄地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里濱二三四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字川上字寺所三〇七の一・字堀切レ三一〇の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業二・二・三十八号日ノ出公園
三 事業施行期間
昭和六十年十二月三日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市日ノ出町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第千二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業二・二・三十九号安倍公園

三 事業施行期間

昭和六十年十二月三日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市安倍字清水尻地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第千百三十号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸豊成港海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸豊成港海岸

基点一	西伯郡名和町大字豊成字唐崎一四一七一の標柱一
基点二	字同道八六一の標柱二
基点三	八五六の標柱三
基点四	字船磯八四二一一の標柱四
基点五	字北原八二一の標柱五
基点六	字東後田四八八一九の標柱六
基点七	字西後田四八七一一の標柱七
基点八	四八〇一一の標柱八
基点九	字下西空三六五―三地先の標柱九
基点十	基点九から二五度〇〇分二〇メートルの点
基点十一	基点九から三五二度二〇分一三三メートルの点

- 基点十二 基点九から三五八度四〇分二〇〇メートルの点
- 基点十三 基点八から二七度〇〇分二三五メートルの点
- 基点十四 基点四から北一三〇メートルの点
- 基点十五 基点三から北八〇メートルの点
- 基点十六 基点二から北七〇メートルの点
- 基点十七 基点一から二八七度三〇分八七メートルの点
- 基点十八 基点一から三八度一〇分一四メートルの点
- 基点十九 基点一に同じ。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年十二月三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	フィーバーエクセレント	株式会社三共